



リハ医学会第 142 号  
平成 19 年 12 月 25 日

日本医師会 生涯教育ご担当 様

社団法人日本リハビリテーション医学会

拝啓

師走の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて、先に問い合わせをいたしました貴ホームページ生涯教育 on-line 修正の件ですが、校正を入れましたので、当医学会部分の掲載内容を、以下の通り修正いただきたく、お願い申し上げます。

また、今年度 4 月より生涯教育基準及び細則を改訂いたしましたので、同封の資料を合わせてご確認のうえ、お取り計らいいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

4. 日本リハビリテーション医学会／認定臨床医・専門医(生涯教育)	
互換成立についての通知	平成 7 年 10 月 19 日都道府県医師会宛通知 変更について平成 16 年 5 月 19 日都道府県医師会宛通知 変更について平成 17 年 11 月 19 日都道府県医師会宛通知
認定更新に必要な単位数	5 年間に 20200 単位(取得必須単位あり)
単位互換の内容	都道府県医師会主催の研修会(事前指定された単位)1 回 10 単位 日本リハビリテーション医学会に関連する講演内容であり、事前に審査・認定を受けたもの、1 回 1.0 単位または 5 単位(単位数は規定により異なる)
互換できる単位の割合	5 年間で 10 単位まで取得可能 取得率(0/20)~50% 特に規定なし(但し必須単位数分は除く)
単位取得の証明	参加証
↑学会を閲覧へ戻る	

専門医・認定臨床医生涯教育基準細則

◆5年間で200単位の取得が必要。また、専門医については更新時に活動報告書を作成し提出する必要がある。

大項目	項目	履修単位
(1) 学会参加の 単位	a) 本医学会学術集会（以下「学術集会」）	20単位
	b) 本医学会地方会学術集会（以下「地方会」）	10単位
	c) 本医学会が認める国際学会（以下「国際学会」） *1	10単位
	d) 本医学会専門医会学術集会（以下「専門医会」）	10単位
	e) 日本医学会総会	10単位
	f) リハビリテーション医学に関係のある全国規模の学会学術集会（以下「関連学会」） *2	10単位
(2) 教育研修講 演等受講の 単位 *6	a) 「学術集会」で行われる教育研修講演（1回につき4講演まで受講単位を認める）	10単位
	b) 「地方会」で行われる教育研修講演（1回につき3講演まで設定できる）	10単位
	c) 本医学会が主催または後援する研修会（以下「関連研修会」） *3	20単位
	d) 「専門医会」で行われる教育研修講演（1回につき3講演まで設定できる）	10単位
	e) 「関連学会」で行われる教育研修講演（1回につき2講演まで設定できる）	10単位
	f) 地方で行われる研究会や学術集会での教育研修講演*4（1回の集会につき1講演まで設定できる）	10単位
	g) 地方会が認める講演 *5（1回の集会につき1講演まで設定できる）	5単位
(3) 論文の単位	a) 学会誌「リハビリテーション医学」（以下「リハ医学」）掲載の原著、短報、症例報告、総説等の筆頭著者	30単位
	同 筆頭著者以外の著者	10単位
	b) リハ医学以外のリハ関連雑誌 *7 の筆頭著者	20単位
	同 筆頭著者以外の著者	10単位
(4) 学会発表等 の単位	a) 「学術集会」・「国際学会」でのシンポジウム、パネルディスカッション、特別講演等の筆頭演者	15単位
	b) 「学術集会」・「国際学会」での一般発表（口演、ポスター）の筆頭演者	10単位
	c) 「地方会」・「専門医会」での発表筆頭演者	10単位
	d) 「学術集会」・「関連研修会」・「地方会」・「専門医会」・「関連学会」での教育講演・実習担当者	15単位

<註>

\*1～\*3 毎年別に定める。

\*4 各地方で定期的に開催され教育委員会が認定したリハビリテーション関係の集会における教育研修講演

\*5 a)～f)以外の集会における講演。地方会が認定する。

\*6 教育研修講演および講演に関する規定・申請・認定の方法等については別に定める。

\*7 毎年別に定める。

附則

この細則は平成18年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

平成18年4月22日理事会承認 平成18年6月1日総会承認

# 日本リハビリテーション医学会専門医生涯教育基準

## (目的)

第1条 この基準は、日本リハビリテーション医学会専門医制度（以下「専門医制度」という。）に関する規則により認定を受けたリハビリテーション科専門医を対象として、その生涯教育及び資格更新に関わる基準を定めるものである。

## (生涯教育基準)

第2条 専門医制度に関する規則第7条に規定する生涯教育基準は、本条第2項及び第3項に定めるところにより5年間に200単位の履修並びに専門医活動報告とする。

2 単位履修の方法及び項目は、次の各号に定めるところによる。

1) 学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等

2) 前号に定める項目及び単位は、別に定める

3) 本医学会年次学術集会及び専門医会の学術集会参加による単位を必須とする

3 専門医活動報告の項目は次の各号に定めるところによる。

1) 専門医診療活動、医療倫理と安全に関する自己研修

2) 前号に定める報告の方法は、別に定める

## (資格更新)

第3条 専門医制度に関する規則第7条に規定する資格更新は、5年毎に行う。

2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

3 資格更新の手続きの細目は、別に定める。

## 附 則

この基準は、平成15年6月18日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成18年9月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

# 日本リハビリテーション医学会認定臨床医生涯教育基準

## (目的)

第1条 日本リハビリテーション医学会（以下「本医学会」という。）は、認定臨床医制度によって認定を受けた会員（以下「認定臨床医」という。）を対象として、認定臨床医の生涯教育及び資格更新に関わる基準を定める。

## (生涯教育基準)

第2条 認定臨床医制度第4条第2項に規定する生涯教育基準は、本条第2項に定めるところにより5年間に200単位を履修するものとする。

2 単位履修の方法及び項目は、次の各号に定めるところによる。

1) 学会参加、教育研修講演等受講、論文、学会発表等

2) 前号に定める項目の単位は、別に定める

3) 本医学会年次学術集会あるいは地方会学術集会参加による単位を必須とする

## (資格更新)

第3条 認定臨床医制度第4条第2項に規定する資格更新は、5年毎に行う。

2 最初の資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

3 資格更新手続きの細目は、別に定める。

## 附 則

1 この基準は、平成15年6月18日から施行する。

2 この基準適用の際、現に認定臨床医である者の改正後の第2条及び第4条の規定は、改正前の規定により平成16年4月1日に資格更新する者から適用する。

## 附 則

この基準は、平成18年9月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。